

大学・短大・専門学校へ**消費者教育出前講座**をお届けします

全国  
無料

# スマート消費者になろう！

対面講座

オンライン講座

オンデマンド講座

## ★18歳で大人です★

18歳になると、未成年者取消権が行使できなくなります。  
成人になったばかりの若者が、消費者トラブルに遭うことが心配されています。

えっ！  
まさか、  
ワタシが！



もう  
大人！

値上がり、キャッシュレス  
決済の進展、SNSによる  
勧誘等、消費生活は複雑  
化しています！

このような**契約**も自分で判断して、自分で**契約**できる！

★スマートフォン

★賃貸アパート

★車・バイク

★クレジットカード

★株式など投資関連の取引

Q どんなトラブルが起きているのですか？

ネットを利用  
した消費者  
トラブル増加

A 消費生活相談のうち、**15～24歳が占める割合は、**  
**「脱毛エステ」は50%越え、「マルチ取引」は30%超え**と、深刻です。

(令和4年版消費者白書)

社会経験の乏しい若者の**不安や夢につけ込んだ被害**、**マインドコントロ**  
**ール的な勧誘**による被害も、後を絶ちません。

## 出前講座の実施形態

1. 学生支援担当部署から学生への注意喚起として実施
2. 法、家政、教育、社会福祉、経済・経営、社会等の授業、キャリア教育等と関連付けて実施
3. 学生対象の講演等で実施

## 出前講座の内容

消費生活センターに寄せられた具体的な相談事例に基づき、「自分事」として意識できる実践的な講座をお届けします。以下のメニューから、ご希望に沿って行います。

- a. 契約の基本
- b. インターネット関連の消費者トラブル
- c. マルチ商法トラブル、情報商材・副業のトラブル
- d. 美容関連トラブル（エステ、美容医療、サプリメント等）
- e. クレジットカードの基本
- f. 新生活に関連トラブル（賃貸アパート、自動車）
- g. その他
- h. a～fを、任意に組み合わせる

## 出前講座の実施方法

- **所要時間** ご希望の時間で対応（15～90分程度）します。ご依頼いただいた先生と出前講座講師とのTTや講演の一部としての利用も可能です。
- **対面講座**（講師実派遣）
- **オンライン講座**（同時双方向型）
- **オンデマンド講座** オンラインシステムを利用し非同期型で講師が遠隔から講座を実施し、学生は一定期間、PC、タブレット、スマートフォンから受講できます。本講座が提供する専用サイトあるいは大学の遠隔学習システムから配信。

◆お申込・お問合せ方法◆ 申込・問合せシートに御記入のうえ

①eメールで⇒[wakamonodemae@zenso.or.jp](mailto:wakamonodemae@zenso.or.jp)

②FAXで⇒03-5614-0743

申込締切:令和6年3月19日 講座実施期間:令和6年3月22日まで

\*年度末に集中する傾向がありますので、お早目にご連絡をお願いいたします。

\*ご希望に応じて講座時間、テーマ等はカスタマイズします。

この事業は消費者庁より受託した(公社)全国消費生活相談員協会が実施しています。

電話でのお問合せ先:(公社)全国消費生活相談員協会

電話:03-5614-0543 消費者庁消費者教育出前講座担当

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

(公社)全国消費生活相談員協会について <https://www.zenso.or.jp/>

